

令和7年度第3回亀岡市総合計画審議会進行管理部会 議事要旨録

日 時:令和7年10月31日(金) 午前9時00分~12時00分

場 所:亀岡市役所 3階 302・303 会議室

出席者:部会長、副部会長

A 委員、B 委員、C 委員

欠席者:D 委員、委員

議 題:1. 開会

2. 議事

- (1)事業No.104 認知症サポーター養成講座／認知症初期集中支援チーム
- (2)事業No.120 重層的支援体制整備事業
- (3)事業No.123 福祉相談支援事業(福祉なんでも相談窓口)
- (4)事業No.278 情報発信事業
- (5)事業No.301 有機農業推進事業
- (6)事業No.311 森林整備事業(森林経営の集積化)

3. 閉会

1 開会

2 議事

事務局

次第に従い、議事に入る。会議の進行については、亀岡市総合計画審議会部会設置規則第5条第1項に基づき、副部会長にお願いする。

(1)第3章2節…104 認知症サポーター養成講座／認知症初期集中支援チーム

事務局

(亀岡市第5次総合計画における本事業の位置付けを説明。)

副部会長

次に、所管部から説明を願う。

高齢福祉課

(ヒアリング調書、進行管理調書をもとに事業内容等を説明。)

副部会長

本事業について、委員の皆様からの質疑等をお願いする。

B 委員

認知症サポーターについて、現在のサポーター数はどの程度か。

高齢福祉課

延べ約 200 名である。

B 委員

講座を開催して養成を進めているが、支援を充実させるには、どの程度の人数を目標としているのか。

高齢福祉課

今後、認知症高齢者が増加する見込みである。小学生から現役世代、高齢者まで幅広く認知症の知識を持つ人を増やすことが支援の充実につながる。今後も小学校や企業などで講座を開催し、できるだけ多くの人を養成していく。

B 委員

進行管理調書より、令和 3 年度から 6 年度にかけて、「認知症の相談窓口を知っている人の割合」が 31.7% から 28.3% に減少している。原因は何だと考えているか。

高齢福祉課

我々としても、より多くの方に認知症への理解を深めてもらうため、啓発活動を行っている。広報誌などでも情報発信しているが、まだ十分ではないことが主な原因である。今後は、休日や夜間の講座開催など、より多様な機会を設けて啓発を強化していきたい。

A 委員

行政が認知症サポーターの養成を行っていることは心強いが、地域ごとに見守り体制を築くことが重要である。自治会を中心に、徘徊者への声かけ訓練なども行っているが、地域での見守り活動が必要だと考える。サポーターだけでなく、地域全体で高齢者や認知症の人を支える仕組みづくりが理想である。さらに、2025 年問題を迎え、団塊世代が後期高齢者となり、認知症の発症率も増加するため、予防や啓発の取り組みを強化する必要がある。地域のボランティアや企業、子育て世代などが協力し、総合的な地域福祉体制を整備すべきである。認知症支援を単独で進めるには限界があり、教育現場・生涯学習など他分野との連携も欠かせない。

C 委員

認知症サポーターの主な活動内容を伺いたい。また、講座をオンラインで受講できるようにするなど、日中亀岡市にいる京都先端科学大学の学生など若い世代への普及を図る考えはあるか。

高齢福祉課

認知症サポーターは特別な支援を行う人ではなく、身近な場面で必要な支援を行う立場である。自分の力を活かし、できる範囲で助け合うことを基本としている。オンライン講座は現在実施していないが、今後の検討課題としたい。

また、地元の大学との連携も有効であり、若い世代が長く活動できるような仕組みを検討したい。

C 委員

遠方に住む家族が、離れて暮らす親の初期症状に気づきにくい場合がある。こうしたケースに対して、市としてどのような支援や情報発信を行っているか。

高齢福祉課

遠方の家族から「帰省した際に様子がおかしいと感じた」との相談が複数寄せられている。その際は地域包括支援センターが代わって見守りを行い、家族と連絡を取りながら必要なサービスにつなげている。

A 委員

サポーターは増えているが、実際にどのように地域で活動し、どのように情報を共有しているのか。例えば民生委員との関係や、地域での連絡体制はどうなっているのか。

高齢福祉

講座は民生委員や地域の金融機関職員、郵便局員などを対象に実施している。日常業務の中で認知機能の低下が見られる住民を発見した場合、地域包括支援センターに連絡してもらうよう周知している。サポーターは直接支援を行うというより、気づきを包括支援センターにつなぐ役割を担っている。

A 委員

個人情報の関係で、家族の了解なく「認知症の疑いがある」と通報するのは難しい。その場合、どのように行動すべきか。

高齢福祉課

ご指摘のとおり、本人や家族の同意がない場合、個人名を伝えることはでき

ない。そのため、店舗や地域の職員が本人や家族に包括支援センターを紹介し、自主的に相談してもらうよう促している。必要に応じて、包括支援センターが現地を訪問し、家族と連絡を取りながら支援につなげる。

A 委員

地域の見守り体制を強化することが重要だ。ただし、支援のつもりが誤解される場合もあるため、家族への事前説明を徹底してほしい。

高齢福祉課

その点は講座内でも説明している。個人の尊重と配慮を前提に支援を進めていく。

(2)第3章4節…事業No.120 重層的支援体制整備事業

事務局

(亀岡市第5次総合計画における本事業の位置付けを説明。)

部会長

次に、所管部から説明を願う。

地域福祉課

(ヒアリング調書、進行管理調書をもとに事業内容等を説明。)

部会長

本事業について、委員の皆様からの質疑等をお願いする。

B 委員

進行管理調書を見ると、令和3年度から4年度の予算は約350～650万円であったが、令和5年度以降は約4300万円に増加している。理由を伺いたい。

部会長

本事業は3年間の移行準備を経て、令和6年度から本格実施に移行したためである。国の補助制度が「一括交付金方式」に変更されたことも背景にある。従来の縦割り型補助金制度では連携が進みにくかったため、分野を横断して柔軟に使えるよう制度が改正された。その結果、交付金総額が増加した。

部会長

現在の支援件数(6件+2件)を見ると、事業規模に対して余力があるのか、それとも

手一杯なのか。

地域福祉課

件数だけを見ると少ないように見えるが、支援に至るまでの過程に長い時間を要する。「件数」は氷山の一角であり、その下に多数のアプローチや調整業務がある。したがって、現状でも十分に業務量は多く、余裕があるわけではない。

部会長

アウトプット指標とアウトカム指標の整理が必要ではないか。また、本事業の対象となる市民数や実態把握について、どのような調査を行っているか。

地域福祉課

引きこもりなどを含む実態調査は、直近では実施していない。平成 28～29 年ごろに社会福祉協議会が関係機関への聞き取りを行い、約 100 人程度との結果があった。ただし、引きこもりの定義が難しく、正確な把握は困難である。

A 委員

実態調査は非常に難しい。引きこもり家庭は外部から把握しづらく、民生委員などの情報に頼るしかない。チラシや広報で相談を呼びかけても、連絡をもらうまでに至らないことが多い。いわゆる「8050 問題」に見られるように、親の年金に依存する無職の子どもが家庭内で孤立しているケースもあり、対応は容易ではない。社会福祉協議会や包括支援センター、警察などが連携し、地域のネットワークを通じて情報を得ながら対応しているのが現状である。

部会長

こうした問題は即時解決が難しく、地道な連携と情報共有が必要である。行政・社協・民生委員が協働して、問題を抱える家庭を見落とさない体制を構築していくことが重要である。

一方で、国の一括交付金制度による財政的な裏付けは十分とは言えず、人員配置の面でも課題がある。今後は人員体制の充実も検討してほしい。

地域福祉課

ご意見のとおりであり、個別性が強い事業のため、数値化や達成率で評価することは難しい。しかしながら、市民に分かりやすく成果を伝える努力は必要であり、今後は適切な指標設定を検討したい。

部会長

また、縦割りの弊害を解消するため、各分野の支援員同士が「顔の見える関係」を築け

るよう、定期的な会議・研修を実施している。令和6年度からは5名の専門職を配置し、分野横断的な支援の中核として機能している。引き続き、連携の強化と体制整備に注力していく。

部会長

本日の議論で出た課題や改善点は、進行管理調書の「達成度向上の工夫」欄に記載しておいてほしい。今後の政策立案や予算確保の基礎資料となる。

(2)第3章4節…事業No.123 福祉相談支援事業(福祉なんでも相談窓口)

事務局

(亀岡市第5次総合計画における本事業の位置付けを説明。)

部会長

次に、所管部から説明を願う。

地域福祉課

(ヒアリング調書、進行管理調書をもとに事業内容等を説明。)

部会長

本事業について、委員の皆様からの質疑等をお願いする。

C 委員

相談件数が増加しているが、相談者の年齢層に傾向はあるか。

地域福祉課

令和6年度では、40～59歳の現役世代が最も多い。次いで70～80代の高齢層が続いている。

C 委員

40代というと、まだ就労世代である。経済的相談が多いとのことだが、就労支援との連携はどのように行っているか。

地域福祉課

就労支援については、ハローワークや生活相談支援センターと連携して、キャリア相談や訓練制度の紹介を行い、職業訓練・再就職支援につなげている。

しかし、職がなく経済的に厳しい方には、病気が関係しているケースも非常に多く、すぐに就労ではなく、様々な選択肢の中で居場所のような場所を見つけていく支援も行つ

ている。

B 委員

相談件数が増えている中で、活動指標として「人員の配置」のみが記載されている。この事業の目的に沿った指標を人員配置数にした理由は。

地域福祉課

事業開始当初福祉専門職の人材確保が非常に困難だったため、安定的かつ継続的な人員配置が当初の一番の目標であったためである。現在、4名が2年間継続して配置できており、体制が安定する見込みが立っているため、今後は異なる形(指標)に変えていくことも検討する必要があると認識している。

部会長

専門職の配置は「インプット」であるため、人材確保が困難ということであれば、それは「課題」として記載すべきである。直接的な「アウトプット」は相談件数や対応件数ではないかと思う。「アウトカム」(間接的な成果)は、事業の満足度や、ワンストップ窓口の市民認知度などが考えられるのではないか。

A 委員

相談件数が増えることは、仕事の良し悪しを示すものではなく、隠れた地域の問題を抱える方がいる可能性を示すものであり、数値化が難しい。

相談窓口の周知が大切であり、社協でも周知活動に力を入れている。最も重要なのは、事例解決の実績である。解決事例や未解決事例を把握・分析し、ネットワーク内で協議することで、支援員の知識向上に繋げていくことが重要である。市民が「何かあればここに相談すれば、すぐにネットワークで対応できる」総合的な窓口として機能することが望ましい。

副部会長

相談者を「繋いだ先」で、問題が解決したかどうかのフィードバックは会議などで共有されているのか。

地域福祉課

事業によって異なるが、相談内容の軽重により対応が分かれる。単純な介護認定などの軽い相談は繋いだ後フィードバックされない。難しい課題やなかなか解決しないものについては、継続した連携を行っている。包括支援センター、障がい福祉、生活困窮など複数の分野に繋ぐケースが多い。

(3)第6章3節…事業No.278 情報発信事業

事務局

(亀岡市第5次総合計画における本事業の位置付けを説明。)

部会長

次に、所管部から説明を願う。

商工観光課

(ヒアリング調書、進行管理調書をもとに事業内容等を説明。)

部会長

本事業について、委員の皆様からの質疑等をお願いする。

B 委員

行管理調書より、令和3年度と4年度の表示回数はそれぞれ350万回、300万回を超えていたが、令和5年度は150万回、令和6年度は94万3,000回と大きく減少している。この原因をどのように捉えているのか。

商工観光課

実施する事業の内容や広告の打ち出し数によって反応が大きく変わるものである。特に令和3年度・4年度は官公庁の補助金を活用した事業を多く実施しており、コロナ禍という状況もあって、インターネット広告を重点的に展開していた。そのノウハウを市として蓄積し、現在は観光協会への委託や補助など、亀岡市独自の事業として運用している。ただし、専門業者に委託していた時期と比べると成果がやや劣る面もある。今後は自前の取組を強化し、広告の効果を高めていく必要があると考えている。

C 委員

インバウンド需要も回復し、多くの観光客が亀岡を訪れている。Web広告の表示回数などは分かりやすい指標だが、実際にそれがどの程度、来訪や消費行動に結びついているかを把握することも重要だと考える。発信だけでなく、その効果をどう評価するかが大切だと思うが、その点の取組や今後の指標設定について考えていることはあるか。

商工観光課

観光の効果を数値化するのは非常に難しい。基本的には入り込み客数や観光消費額を重視している。各事業者への聞き取りを通じて、客層やニーズなどを把握し、イベントごとに飲食店の売上や来場者の反応などを確認している。数字だけでは分からぬ現場の感覚も重要であり、こうした「肌感覚」も収集・共有しながら、今後の事業計画や目標指標の検討に活かしていきたい。

副部会長

Web 広告を重視されているが、全体的な広告戦略は策定しているのか。

商工観光課

商工観光課として戦略を立てているが、亀岡市の観光事業は観光協会や DMO など、複数の機関が関わっている。それらと連携し、最新のトレンドや事業者の特性を踏まえて、対象層に応じた広告展開を共同で検討している。Web 広告に不慣れな事業者に対しては、技術的な助言も行い、実際にイベント内容や想定来場者層に応じた発信方法と一緒に考えている。

副部会長

メインターゲット層は、イベントや事業ごとに設定しているのか。

商工観光課

そうである。例えば、ファミリー層を想定するイベントや、若年層・スイーツ愛好層を狙うものなど、各事業の特徴に応じてターゲットを定めている。行政はどうしても広く当たり障りのない PR をしがちだが、それでは印象が弱くなる。イベントの「一番のフック」を見極め、それに最も反応する層を意識して情報発信するよう心がけている。

C 委員

観光の取組における「想定されるパートナー」として、SNS を利用する市民が挙げられている。外向けのプロモーション(アウタープロモーション)も大切だが、同時に市民の郷土愛や誇り(シビックプライド)を醸成する「インナープロモーション」にもつながると考える。地元の愛着度などを評価する指標を設ける考えはあるか。

商工観光課

シビックプライドの醸成は、観光分野における最終目標の一つだと考えている。ただし、京都市のオーバーツーリズム問題にも見られるように、観光客と住民の対立を招く可能性もある。最終的には重要な指標になるが、現段階ではそこまで至っておらず、次のフェーズで検討すべき課題だと認識している。

A 委員

インフルエンサーの影響力が非常に大きいと感じる。亀岡らしい個性や独自性を磨き、インフルエンサーが取り上げたくなるような素材を発信してほしい。市長が掲げる「霧を中心としたまちづくり」のように、他にはない魅力を前面に出すことがブランディングにつながると思う。

商工観光課

おっしゃる通りである。インフルエンサーの活用は Web 広告戦略の重要な一部と位置付けている。実際に活用して成果を上げている事例もある。何が観光資源になるのかは予想が難しく、思いがけないものが注目を集めることもある。市が整備した「霧のテラス」もその一例で、宿泊や消費行動の拡大につながっている。これまで厄介物とされていた要素も、新たな観光資源になり得る。今後もこうした視点を持って観光振興を進めていきたい。

B 委員

進行管理調書より、令和 3 年度から 6 年度まで、予算額は 50 万円で固定されているが、令和 6 年度の実績は 83 万 9,000 円となっている。民間企業の感覚では赤字に見えるが、予算設定の考え方はどうなっているのか。

商工観光課

本事業の予算は単独で完結するものではなく、観光 PR 大使や観光協会など複数の機関と協力して実施しているため、単純に金額のみで評価するのは難しい。国の補助金を得て実施する場合もあり、50 万円はあくまで目安的な金額である。

B 委員

民間企業では、計画に基づき翌年度の予算を決める。行政では見込みに沿った固定的な予算で運用しているのか。

商工観光課

行政では予算枠があらかじめ決まっており、その範囲内で執行するのが原則である。ただし、事業内容に応じて予算の折衝も行っている。亀岡市が直接契約して行うものもあれば、観光協会などの委託・共催として実施するものもある。

亀岡市単独の予算は一定の上限があるが、他団体と合同で広告を出すなどの形で、実質的には事業規模を拡大して対応している。

部会長

アウトカム指標として観光客数や観光消費額が設定されているが、地域の生産の向上など、より広い視点から効果検証を行うことも重要ではないか。

また、首都圏などの亀岡市の認知度調査は実施しているのか。

商工観光課

数年前に認知度調査を実施したが、当時の結果は想定よりも低かった。ただし現在は観光以外の分野でも注目が高まっており、実感としては改善していると思われる。今後も定期的な調査を行い、成果を確認していく必要があると考えている。

(5)第6章4節…事業No.301・305 有機農業推進事業

事務局

(亀岡市第5次総合計画における本事業の位置付けを説明。)

部会長

次に、所管部から説明を願う。

農林振興課

(ヒアリング調書、進行管理調書をもとに事業内容等を説明。)

部会長

本事業について、委員の皆様からの質疑等をお願いする。

B 委員

総合計画の具体的な施策(高付加価値化、堆肥活用)と、成果指標(小学校への有機米提供)がどう関係するのか。

農林振興課

有機農産物は付加価値の高い産物として、亀岡の新たなブランド確立を目指している。生産だけでなく、消費の場を確保することが重要であり、その一環として学校給食への導入を進めている。また、有機農業では化学肥料を使わないため、畜産堆肥などの活用についても有機農業と一体的に取り組むこととしている。

C 委員

令和5年度から令和6年度で達成度が85%から77%に下がっている理由は何か。

農林振興課

実績で見ると、学校数が18校から16校に減っているが、これは学校統合によるものであり、実質の達成度に変わりはないと考える。

B 委員

令和5年度の計画が2校に対し結果が18校8園、JAS認証者数が計画10人に対し結果7人なのに、達成率が85%という算出方法が理解できない。

事務局

2つの項目をそれぞれ50%ずつの配分で評価し、片方が100%、もう一方が70%であれば、合計85%という計算方法である。

部会長

算出方法について、市民に公開する際に分かるよう明記してほしい。

部会長

福岡県大木町の例では、堆肥化した肥料を農家にお使いいただくことで、肥料の費用が9割マイナスになり所得向上に繋がった事例もある。生ごみの堆肥化については環境部局との連携をして検討して欲しい。

給食用有機米導入の差額支援について、財政的に持続可能なものなのか。

成果指標の「有機米の納入比率」は直接的な「アウトプット」であり、「アウトカム」(間接的な効果)として市民や児童生徒の満足度、または市内外からの評価などを検討してほしい。

農林振興課

給食用有機米導入の差額支援について、持続可能なものとすべく「自然環境を重視した食と農のまちづくり条例(仮)」の制定を進めており、条例化により予算確保がしやすくなると考える。また、農水省の交付金がオーガニックビレッジ宣言後3年間という时限的なものであるが、今後も国への要望活動を通じて財源確保に努めたい。

部会長

政府の「ネイチャーポジティブクレジット」(生物多様性保全クレジット)の動向など財源確保を含む最新の政策情報を確認するようにしていただきたい。

A 委員

新規就農者が現れにくい日本の農業において、亀岡市が有機農業を推進するのは理解できるが、農業者の所得向上には販路の確保・拡大が不可欠である。スタート段階として市が給食用有機米導入の差額を補助するのはよいが、いつまでも補助金に頼るわけにはいかないと思う。魅力を作り、付加価値をつけて販路開拓をしないと継続的な取組にならないと思う。

大手食品会社等との契約により、一定数量を継続的に作っていけるような仕組み(集団的な取引)を検討してはどうか。

進行管理調書の計画に有機農産物の拡大とあるが、品種を増やすか、数量を増やすかどちらなのか。買い手側(企業等)とのコミュニケーションが必要であり、市が農家をまとめて数量を確保する形が必要ではないか。

農林振興課

有機米の生産量は、まだ給食の全てを賄うに至っていないが、生産量が増えればふるさと納税の返礼品などに活用し、差額支援の財源確保にも繋げたい。

大手小売業者からも取引の打診があり、「環境先進都市・亀岡」のブランドが認知され始めているのは事実である。ただし、大手との取引にはまとまった数量が必要であり、担い手を育てながら要望に応えられる仕組みを作っていく必要がある。

A 委員

農家が不安なく農業に取り組めるよう、所得補償ではなく、「この農業で暮らしていく」「やりがいのある仕事」となるよう、農業を魅力あるものにしていく必要がある。

A 委員

協同組合の流通力が弱まっていると感じる。行政が協同組合、農家や事業者をつなぐ役割を果たすことも検討してほしい。

農林振興課

確かに取引形態が多様化しており、協同組合以外との流通も増えている。今後は協同組合とも協議し、より柔軟な販路拡大策を検討したい。

副部会長

総合計画、進行管理調書、ヒアリング調書の間で表現の不一致があるので、整合性を取ってほしい。特に「有機農業をするためには、出口(販路)と入口(育成)が大切」という点が市民に分かるように記述を工夫すると市民への理解も高まるのではないか。

(6)第6章5節…事業No.311 森林整備事業(森林経営の集積化)

事務局

(亀岡市第5次総合計画における本事業の位置付けを説明。)

部会長

次に、所管部から説明を願う。

農林振興課

(ヒアリング調書、進行管理調書をもとに事業内容等を説明。)

部会長

本事業について、委員の皆様からの質疑等をお願いする。

B 委員

進行管理調書では、事業目的が「森林所有者と担い手をつなぐ仕組み構築」「森林経営管理制度の推進」となっている。成果指標が「集積計画策定面積」とされているが、こ

の目的とどのように関連しているのか。

農林振興課

森林経営管理制度では、個人所有の森林を面的に集約し、一体的に整備を促進するのが目的である。所有者に費用負担を求めず、木材販売収益で整備費用を賄い、収益が出れば所有者に分配する仕組みである。この制度を使って市内の森林を面的に集約して整備していくため、集積できた面積を成果指標としている。

B 委員

森林所有者と担い手をつなぐ仕組みは現時点では不十分なのか。

農林振興課

面的に集約後は市が管理権を預かり、収益が見込める人工林については民間事業者(森林組合等)へ再委託することで、担い手と所有者を繋いでいる。

部会長

事前に行った森林評価は、あくまで「収益を出せるか」という事前の評価であると思うが、整備したことにより B ランクが A ランクになったといった事後の評価は行われているのか。

農林振興課

整備によって山林の価値は上がると考える。整備完了後の森林は「保全管理ができる森林」と見なしているため、収益が出せる A ランクと評価される。

部会長

集積計画の策定面積は活動指標(アウトプット)に留まる。この事業の目的は、亀岡市の森林が良くなることや、山林所有者の収益に貢献することであるため、成果指標を「整備率や A ランクの率」といったアウトカムを示すものとして検討してほしい。

C 委員

進行管理調書より活動指標の森林調書が令和 5 年、6 年とも 2 箇所で同件数なのに、事業費に開きがあるのはなぜか。

農林振興課

調査業務は外部(一般財団法人森林経営サポートセンター)に委託しており、金額は所有者の数や人工林の面積など、調査にかかる労力に応じて変動するためである。

C 委員

2 箇所という表記だけでは実態が分かりづらいため、大変さが伝わるよう詳細な情報を見てもよいのではないか。

A 委員

相続が進んでいない土地では権利者が枝分かれしており、所有者の同意を得るという作業は非常に大変ではないか。

また、整備しても木材が売れなければ赤字になり伐採しても放置されることも考えられるため、木材の活用(外国産材との競合)についてもどう考えているか。

農林振興課

所有者確認は地域の区長などに協力を依頼し、説明会に出席した方から地域の情報を得て、最終的な相続人まで辿り着き同意を得るという手法を取っている。

伐採木の活用については、亀岡市の山は急峻な箇所が多く、収益性があっても搬出が難しいため、やむを得ず「切り捨て間伐」となる場合もあるが、本制度により面的に集約することで、搬出経路となる作業道を整備することができ、利活用や維持管理に繋げることができ、将来的に切り捨て間伐を減らし搬出間伐を増やすことができるを考える。また、残置木材が災害に繋がらないよう専門技術を持った者に伐採してもらい整理することが重要である。

亀岡産木材の誕生祝い品事業等で、小さいころから木に触れてもらう取り組みを通じて木製製品の利用を促進することで、森林を守っていくことにも繋げたい。

A 委員

長尾山を地元の篠町が守ってくれていることの意義は大きく、単なる木材利用だけでなく子ども達が登山で森林に親しむなどの活用の仕方もあるのではないか。

また、企業の CSR 活動で森林を活用している事例もあるので研究するとよいのではないか。

部会長

森林のもつ多面的な機能について適切に評価して市民の皆さんに知っていただくといのではないか。KIRI no KO も大変人気な施設として市外でも知名度が高い。森林所有者以外の市民にも木材の誕生祝い品事業も含めた森林の活用事業を知ってもらうことで、森林整備への理解が深まるのではないか。

部会長

以上で全ての議事が終了したので、進行を事務局へ返す。

事務局

今後の流れについて、本日の評価結果を踏まえ、12月に市長・副市長ヒアリングを実施し、今後の事業推進及び事務改善について、意見をいただく。その後、今年度の行政評価に係る一連の結果について、来年1月に予定している第4回進行管理部会で報告させていただいたのち、2月に予定している第2回総合計画審議会(全体会)で、令和7年度の活動結果報告として、再度報告する予定としている。

以上で、令和7年度第3回亀岡市総合計画審議会進行管理部会を閉会とする。